

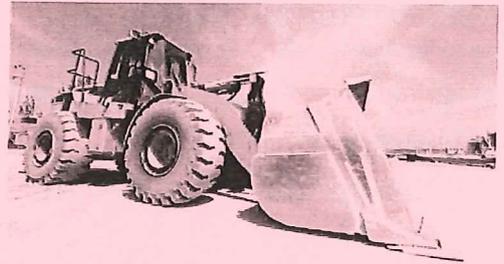
南さつま市小規模事業者設備投資促進事業補助金のご案内

南さつま市では、平成30年度～平成31年度*の2年間、小規模事業者の設備投資の促進及び経営基盤の強化を図るため、将来を見据えて計画的に市内事業者が設備投資を行う際に、その費用の一部を補助します。

※ 平成31年度の事業実施については、平成31年度の予算成立が前提となります。

【補助対象者】

- 本市に事業所を有している小規模事業者**。
- 商工会又は商工会議所の会員であること。
- 市税を滞納していないこと。



※2 小規模事業者とは？

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第2条に該当するもの。

卸売業・小売業およびサービス業 (宿泊業・娯楽業以外)	常時使用する従業員の数 5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業 および製造業その他	常時使用する従業員の数 20人以下

【補助対象経費】

- 本市に固定資産（償却資産）の申告を行った下表に該当する新規取得した資産であること。
(リース契約によるものは不可)
- 1単位当たりの取得価格が税抜20万円以上のもの。
- 経費の合計（総事業費）は50万円以上とする。
- 国・県・市などの他の補助金の対象となる場合は対象外。（他補助金の利用が優先されます。）

第1種	構築物・建物附属設備
第2種	機械及び装置
第5種	車両及び運搬具
第6種	工具、器具及び備品

自動車税や軽自動車税の課税対象となる
乗用車等は対象外です。

【補助金額】

補助対象経費の1/3以内（補助金の上限額30万円）

【申請方法など】

- 申請は、1回限り。
- 平成30年度に本補助金の利用を検討する事業者は、4月末までに南さつま市商工会本支所にその旨申し出てください。

補助対象とならない場合もありますので、詳細はお問い合わせください。